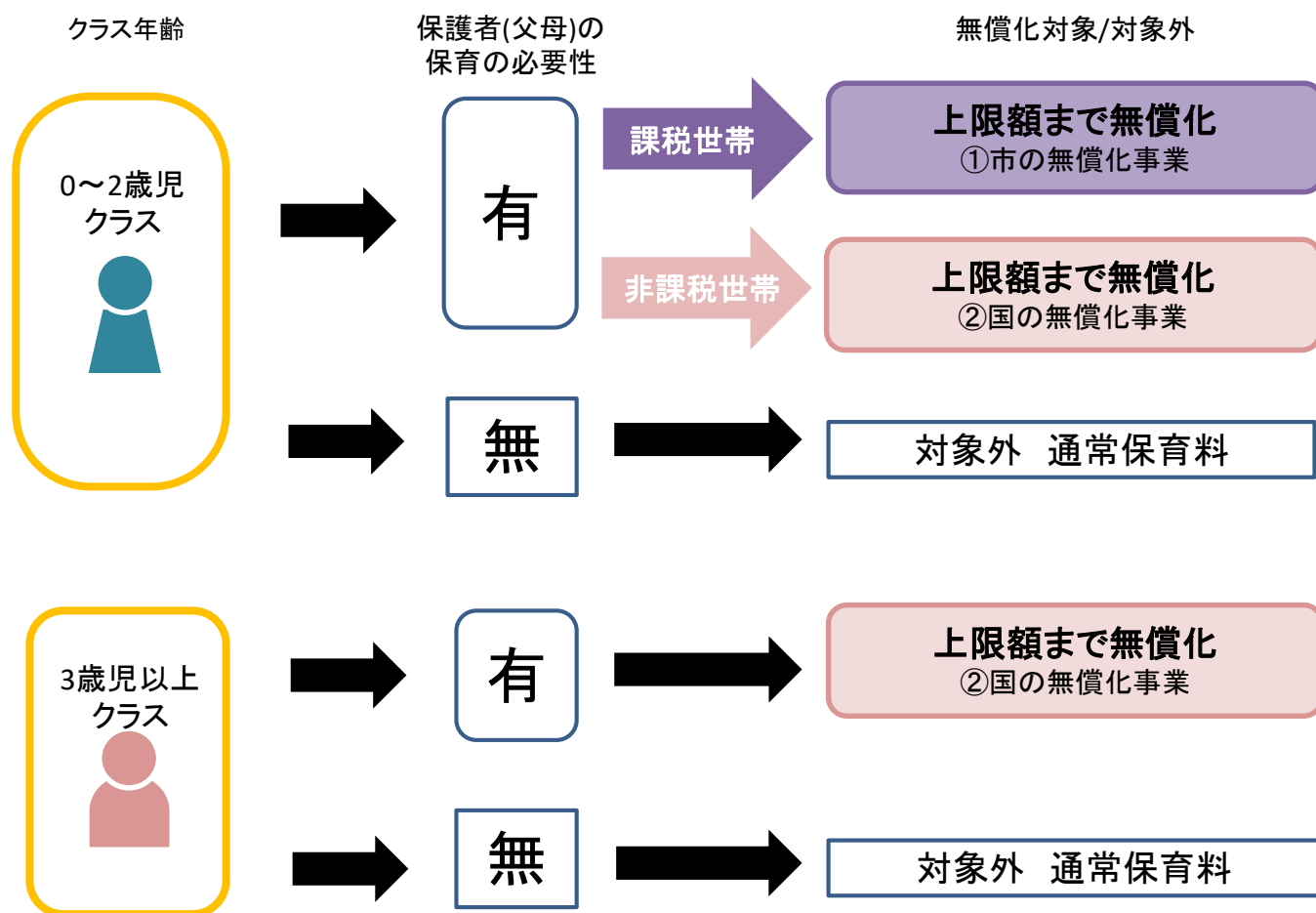


届出保育施設の保育料無償化について

令和8年9月より、全ての階層において保育料が無償となります。

- ・ 鶴岡市に住所を有し、保育の必要性がある方が対象となります。
- ・ 0～2歳児クラスにおいては、課税状況によって申請手続きが異なります。
課税世帯 …裏面①届出保育施設等利用認定申請が必要です。
非課税世帯…裏面②子育てのための施設等利用給付認定申請が必要です。
- ・ 上限額まで無償となります。



● 保育の必要性について ※保育の必要性の確認資料などの詳細は、各認定申請書をご覧ください。

保護者(父母)それぞれ「就労」「就学」「求職」「疾病・障害」「出産」「介護」のいずれかの事由に該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

保護者の状況に応じて認定の有効期間が定められており、有効期限がきれてしまうと、無償化の対象外となりますので、更新を希望する場合は、必ず期限内に手続きが必要です。

また、有効期限内で、保護者の状況等に変更があった場合(離職、離婚等)、手続きが必要となります。変更があった場合は速やかに、「認定変更申請書」に該当する資料を添付して、利用施設に提出します。なお、保護者の状況が変更となると、認定の有効期限も変更となる場合があります。

無償化事業の手続きや市事業と国事業の違いなど、詳しくは、裏面をご覧ください。

①保育料無償化（市事業）と②国の幼児教育・保育の無償化（国事業）の手続き（認定）は異なりますので、ご注意ください。

①届出保育施設等利用認定による保育料無償化（鶴岡市事業）

- 「届出保育施設等利用認定」の申請を行い、認定を受けると、保育料は月額42,000円を上限に無償となります。

「届出保育施設等利用認定」の申請について

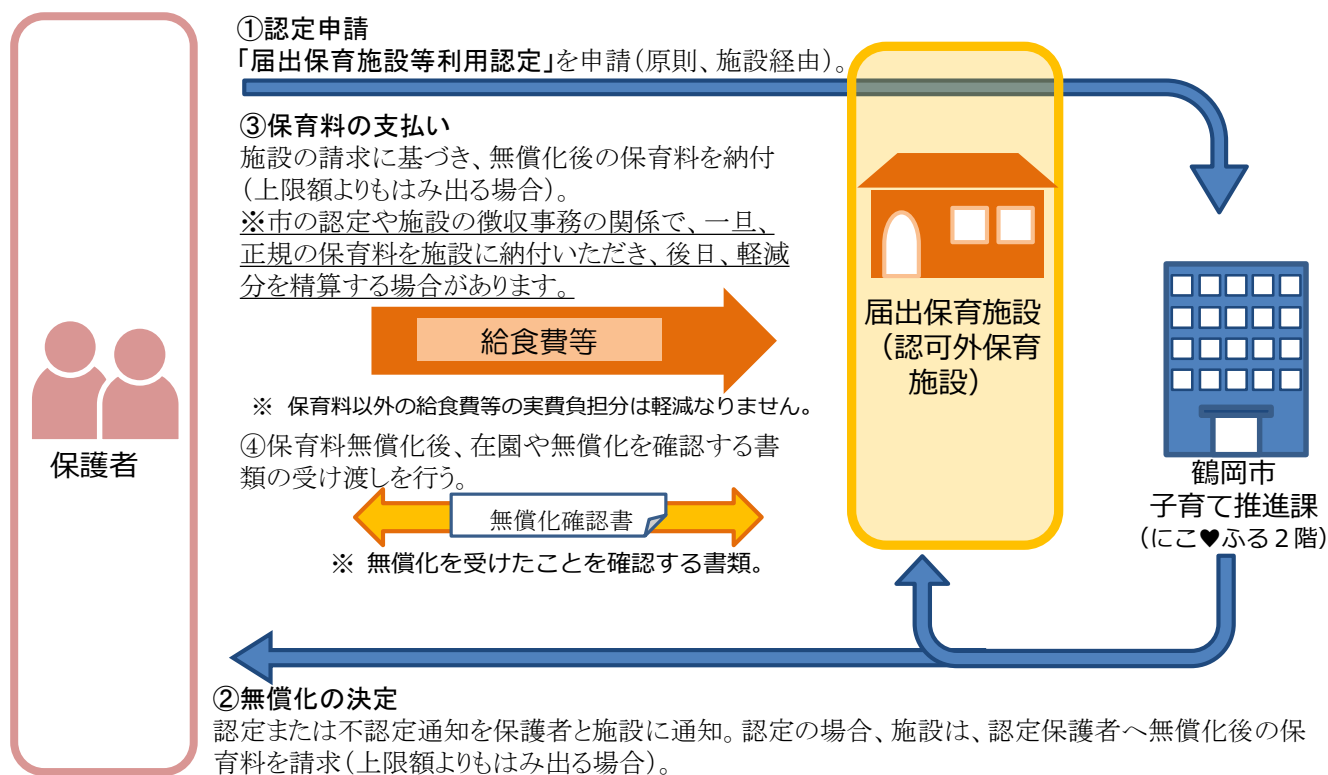
申請書を利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

1 届出保育施設等利用認定申請書

※保護者が令和8年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

2 保育の必要性を確認するための添付書類（届出保育施設等利用認定申請書参照）



②幼児教育・保育の無償化（国事業）

非課税世帯（均等割非該当）、または、3歳児クラスは国の無償化に該当します。 鶴岡市に「子育てのための施設等利用給付認定」の申請を行い、認定を受けると上限額まで無償化となります。

申請書を利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

①子育てのための施設等利用給付認定申請書

※保護者が令和8年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

②保育の必要性を確認するための添付書類

認定申請については、鶴岡市子育て推進課へお問い合わせください。